

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：自治行政局行政課 外2課室

施策名	分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等	政策体系上の位置付け 2 分権型社会への着実な移行 政策7
<p>施策の概要</p>	<p>ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討 第28次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大、地方議会制度の見直し、大都市制度の見直しを内容とする地方自治法の一部改正を行うとともに、引き続き地方分権を推進し、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を進める。</p> <p>イ 市町村合併の推進 基礎自治体である市町村の規模、能力の充実、行財政基盤の強化を図るためには、市町村合併を推進することが必要であり、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、引き続き、自主的な市町村合併を積極的に推進していく。</p> <p>ウ 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上（再掲） 行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、集中改革プランを作成し公表することを要請するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表することで地方公共団体の行政運営の質の向上を促進する。また、自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となり、情報公開条例（要綱を含む。以下同じ。）、行政手続条例（要綱を含む。以下同じ。）の制定が必要であることから、制定を促進し、公正の確保、透明性の向上を行う。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討 第28次地方制度調査会からの答申等を踏まえた地方自治法の一部を改正する法律案が国会に提出され、審議を経て成立したところであり、地方の自主性・自律性の確保や議会制度の充実、中核市の指定要件の緩和等が図られる内容とされたことから、分権型社会に対応した地方制度の確立のために必要な施策として有効であったと認められる。 また、新たな地方分権改革のための推進体制を規定する「地方分権改革推進法」が平成18年12月7日に成立し、今後、「新地方分権一括法案」の3年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方等の見直し等を行っていくこととなった。このことから、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置されたところであり、引き続き、総務省としても分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行い、地方分権改革推進法に基づき地方分権を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>イ 市町村合併の推進 合併特例法及び平成17年施行の合併新法のもと、市町村合併により、平成20年1月までに、全国の市町村は1,799に再編され、財政措置が大きく拡充された平成11年法改正前の平成11年3月末と比較して、1,433市町村が減少した。 市町村合併の推進により、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められており、当該施策の有効性が認められる。また、合併前の市町村と合併後の予算を比較した場合、合併を行うことにより人件費や維持管理費の削減が達成されており、市町村合併の推進により行政コストの削減が見られるため効率性が認められ、2016年度以降において、年間約1.8兆円の効率化が推計される。しかしながら、地方財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、「市町村合併後の自治体数は1,000を目標とする」という与党の方針を踏まえ、引き続き、自主的な市町村合併を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>ウ 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上（再掲） 地方公共団体の集中改革プランの公表状況は、都道府県で95.7%、政令指定都市は100%、市区町村では95.1%となっている。情報公開条例、行政手続条例の制定状況はほぼ100%であり、未制定団体においても制定に向けた取組を進めている。制定の状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたことにより、制定率が上昇したと考えられることから、取組の有効性が認められる。制定状況の調査、結果の公表は、既存の調査等を有効に活用したものであり効率的である。 集中改革プランの未公表団体について早期の公表を促すとともに、情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、早期に制定するよう、助言等を行う。また、意見公募手続について、行政手続法の規定を踏まえ、導入を促進していく必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>地方公共団体の自主性及び自律性を拡大させるための地方制度を整備するとともに、地方行財政基盤の強化、行政運営の質の向上等を通じ、地方行政体制の確立を推進する。</p> <p>ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法の一部を改正する法律案が平成18年5月31日に成立し、平成18年6月7日に公布。</li> <li>中核市の指定要件緩和により、新たに13市が中核市の指定要件を満たすこととなり、現在1市が移行への検討を始めている。</li> <li>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を受けた、新たな地方分権改革の推進体制等を定める地方分権改革推進法案が平成18年12月8日に成立し、平成18年12月15日に公布。</li> </ul> <p>イ 市町村合併の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併件数（平成18年度）：12件（合併新法下における合併1件を含む。）</li> <li>合併後の市町村数（平成20年1月予定）：1,799（合併新法下における合併1件を含む。）</li> <li>人口1万人未満の市町村数： 平成16年3月31日現在 1,484（構成比47.4%） → 平成18年3月31日現在 504（構成比27.7%）</li> </ul>	

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	ウ 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上（再掲）		
	・ 地方公共団体の集中改革プランの公表状況		
		平成18年7月	
	都道府県	45 団体(95.7%)	
	政令指定都市		15 団体(100%)
	市区町村		1,436 団体(95.1%)
	・ 地方公共団体の情報公開条例制定率		
	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
都道府県	47 団体(100%)	47 団体(100%)	47 団体(100%)
政令指定都市	13 団体(100%)	14 団体(100%)	15 団体(100%)
市区町村	2,890 団体(92.9%)	2,319 団体(96.5%)	1,822 団体(98.9%)
	・ 地方公共団体の行政手続条例制定率		
	平成16年3月	平成17年3月	平成18年10月
都道府県	47 団体(100%)	47 団体(100%)	47 団体(100%)
政令指定都市	13 団体(100%)	13 団体(100%)	15 団体(100%)
市区町村	3,126 団体(99.5%)	2,516 団体(99.4%)	1,818 団体(99.6%)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	平成19年1月 施政方針演説	平成19年1月26日 (第166回)	(魅力ある地方の創出) 地方分権を徹底して進めます。「新分権一括法案」の3年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行います。
	平成18年9月 所信表明演説	平成18年9月29日 (第165回)	(活力に満ちたオープンな経済社会の構築) 地方の活力なくして国の活力はありません。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (閣議決定)	平成18年7月7日	○第3章 財政健全化への取組－1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組 －(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて－②歳出改革－ii 各分野における歳出改革の具体的内容－地方財政 ○住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。
	平成18年1月 施政方針演説	平成18年1月20日 (第164回)	(簡素で効率的な政府の実現) 3,200あった市町村が、今年度末には1,800になります。これに伴い、市町村の議員数は1万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。
	今後の行政改革の方針 (閣議決定)	平成16年12月24日	○引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。 ○地方公共団体の行政改革については、これまでも平成9年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」等に基づき地方公共団体に積極的な推進を要請し、各地方公共団体において真摯に取組が行われてきているところであるが、社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を策定する。